

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の名称

大牟田市 ライティングによる岬町地区魅力創出事業 事業構想策定業務

2. 業務の目的

岬町地区については、イオンモール大牟田や帝京大学福岡キャンパスをはじめ、諏訪公園や石炭産業科学館などが立地しており、有明海沿岸道路によるアクセスの良さから広域的に人が集い、交流するエリアとなっている。今後は、300室を超える客室数を有するルートインホテルの進出や有明ねっとこむの移転などが予定されており、今後更なる地域経済活性化の核となることが期待されるエリアである。当該エリアが、本市の交通結節機能や交流機能を兼ね備えた広域交流拠点として今後も発展していくため、ライティングの手法を活用し、夕方や夜間における回遊性の向上や安全性の確保による地域全体の魅力向上を図ることを目的とする。

3. 業務の概要

業務目的の達成に向け、ライティングの手法を取り入れ、統一化されたコンセプトに基づき、通年にわたる道路照明設備を設置するため、事業構想を行う。

なお、本業務の対象となるエリアは岬町地区全体とするが、ライティング照明の設置については、大牟田駅西口から帝京大学までの市道とする(別紙実施エリア参照)。また、本業務である事業構想策定後に、実施設計業務、工事を実施する予定。

※ライティング…建物や街並みをただ照らすだけでなく、光が人や空間に与える様々な影響を計算し、ライトアップすることとされている。特に、統一化されたコンセプトに基づくライティングには、建物やエリア等の新たな魅力の演出をはじめ、回遊性の向上、安心感の醸成などにより、地域全体の魅力の向上につながる多くの効果が期待されている。

4. 履行期間

契約の翌日から令和8年2月27日まで

5. プロポーザル提案上限額

5,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

6. プロポーザルの方式

プロポーザルの方式は公募型とする。

7. 参加資格要件

- (1) 本事業の目的を理解し、日本国内において法人格を有する団体であること。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - ア 市税(本市が賦課徴収するものに限る。)
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 所得税又は法人税
- (3) 応募書類の提出日から契約の締結日までに、大牟田市指名停止等措置要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当していない者
- (6) 次に掲げる場合のいずれについても該当しない者
 - ①暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下この項において「法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が事業主又は役員に就任している場合
 - ②暴力団員が実質的に運営している場合
 - ③暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している場合
 - ④契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している場合
 - ⑤暴力団(法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申請又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (8) このプロポーザルに参加する他の提案者と大牟田市系列会社等の同一入札参加制限取扱要綱(平成 31 年 4 月 1 日施行)第 2 条各号に定める関係を有するものでない者

8. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明手続きを行う。なお、提出書類の不備、参加資格が確認できないものについては、参加表明書を受理しない。

① 提出書類(全て電子データによること)

ア 参加表明書(書式1)

イ 業務経歴書(書式2)

ウ 役員等名簿及び照会承諾書(書式3)

エ 会社概要資料(様式自由 パンフレット可)

※参加表明書の提出時点では、「7.参加資格要件」は提案者自身の責任において確認すること。最優先交渉権者に決定した提案者のみ、決定後に参加資格要件を証する書類の提出となるが、参加資格要件を満たさない場合は失格となる。

② 提出期限 令和7年9月16日(火曜日)17時必着

③ 提出方法 電子メールのみ

e-sougouseisaku01@city.omuta.fukuoka.jp

④ 参加表明書の受理

参加表明手続きを行った者に対し、令和7年9月18日までに、参加表明書の受理又は受理しなかった旨を通知する。参加表明書の受理の通知により、参加表明手続きは完了とする。

なお、通知は電子メールにて行う。(電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。)

⑤ 参加表明書受理後の辞退

参加表明書が受理された後に本プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届出書(書式4)を提出すること。

9. 企画提案書等の提出

参加表明手続きが完了した者は、以下により企画提案書等の書類を提出する。なお、提出書類が不備なものについては受理しない。

① 提出書類(全て電子データによること)

企画提案書類提出届(書式5)

企画提案書(②による)

見積書及び見積金額の積算根拠(様式自由)

② 企画提案書の書式等

サイズはA4版(縦不可、横のみ)とする。

ページ数は20ページ程度を上限とし、カラーのみ、提案者が特定できるような記載やロゴ等の挿入不可。

③ 提出期限

令和7年10月8日(水曜日)17時必着

④ 提出方法

電子メールのみ

⑤ 提出書類の受理の通知

企画提案書の受理については、プレゼンテーションの案内とともに令和7年10月10日までに通知する。また受理しなかったものについては、その旨通知する。いずれも電子メールにて通知する。(電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。)

10. プレゼンテーションの実施

提案者が企画提案書の内容を補足し、提案内容等の質疑を行うためにプレゼンテーションを実施する。

- (1) プレゼンテーションは 10月22日に実施する。
- (2) プレゼンテーションは1提案者につき 20 分以内、質疑は 10 分以内とする。
- (3) プレゼンテーションでは、パソコンの持ち込みによる映写を認める。
- (4) 詳細については、プレゼンテーションの案内時に通知する。

11. 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答については、以下のとおり行う。なお、質問の提出書類については、別添の書式6による。

(1) 質問及び回答のスケジュール

令和7年9月3日(水曜日)17時までとする。

回答については、令和7年9月8日(月曜日)に、大牟田市公式ホームページにて回答する。

(2) 質問の提出方法及び回答

質問は、電子メールで提出すること。(到着の確認を必ず行うこと。)

質問に対する回答は、大牟田市のホームページに掲載する。

12. 欠格事項

本プロポーザルの全ての手続きにおいて、以下に該当することが認められた提案者は失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載を行った場合
- (2) 本業務に携わる本市の職員、審査員及び守秘を課せられた業者等に公平性、

- 公正性を損なう接触を行った場合
- (3) 提案者の間で、談合又は他の提案者の提案の妨げとなる行為等の不正を行った場合
- (4) 本プロポーザルに関連する法律、条例、規則等に反する行為、その他不誠実な行為が認められた場合

13. 審査方法及び評価項目

- ① 本プロポーザルの審査は、大牟田市ライティングによる岬町地区魅力創出事業構想業務プロポーザル審査会(審査員6名)により行う。
- ② 審査は、提案者の提案(企画提案書及びプレゼンテーション)について行う。
- ③ 評価項目及び配点については下表のとおりとする。

評価項目		配点
① ライティングの観点から、コンセプトとデザイン方針を踏まえた魅力的な空間デザインを、具体的な方法で提案できているか。		30 点
	・業務目的、内容を理解し、夕方や夜間における回遊性の向上や安全性の確保につながる提案となっているか。	10
	・仕様書 6.コンセプトのイメージ(1)基本コンセプト、(2)デザイン方針に合致した大牟田の地域らしさを明確にした効果的なライティングの提案となっているか。	10
	・事業構想、実施計画、施工に関する知見、同様の業務経験はあるか。	10
② 器具の設置に対する安全対策を確保し、光の質の向上に配慮した提案となっているか。		20 点
	・歩行者の安全確保やいたずら等の防止への配慮が講じられているか。	10
	・景観や光が人やまちに与える様々な影響を計算したうえで、光の質の向上への配慮が講じられているか。	10
③ 事故や犯罪防止につながる空間づくりとなっているか。		10 点
	・現在の歩道における歩きやすさについての課題の提起、並びに改善策が講じられているか。整備後に歩行者が安心して歩きやすくなる空間づくりを提案できているか。	10
④ 導入から将来にわたるコストについて考慮されているか。		20 点
	・イニシャルコストを抑えた提案となっているか。	10
	・整備後の維持管理の手間や供用後の施設更新、ランニングコストを抑えた提案となっているか。	10
⑤ 事業想策定に係る推進体制は適切に構築されているか。		10 点
	・本業務の推進体制及び要員配置は適切か。	10
⑥ 提案価格について適切であるか。		10 点
合計(評点)		100 点

- ④ 本プロポーザルの審査における最低基準点は、各審査員の評点の合計が360点とし、これを下回る者は交渉権者とはならない。
- ⑤ 複数の提案者が同点(最高点)の場合、③の表中、①、②、④の合計が高い者から順位付けを行う。
- ⑥ 本プロポーザルにおいては、提案者が1者のみの場合も審査を行う。
- ⑦ 審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような企画提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。なお、罰則については定めない。

14. 審査結果の通知

審査結果については、10月24日(金曜日)に提案者に評点と順位を電子メールにて通知するとともに、本市のホームページに掲載する。

審査結果の電話等での問合せについては、一切受け付けない。

15. 契約候補者の決定方法

審査結果により、最優先交渉権者及び第2順位交渉権者を決定し、最優先交渉権者と業務の内容(業務仕様書、契約書、契約に必要な図書類)を別紙の「最優先交渉権者協議要領」に基づき協議する。(※)

協議期間は概ね2週間とし、協議が合意に達した場合は、最優先交渉権者を契約候補者とし、契約手続きに移行する。

協議が合意に達しない場合は、第2順位交渉権者を最優先交渉権者とし、同様の協議及び手続きを行う。

第2順位交渉権者との協議が合意に達しない場合は、本プロポーザルでの契約候補者は決定しない。

※ 本プロポーザルは、提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。業務内容等は交渉により決定する。

全体の日程

令和7年8月25日(月)	公表
令和7年9月3日(水)17時	質問締切
令和7年9月8日(月)	質問回答
令和7年9月16日(火)17時	参加表明締切
令和7年9月18日(木)	参加表明受理通知
令和7年10月8日(水)17時	提案書提出締切
令和7年10月10日(金)	提案書受理通知及びプレゼンテーション案内

令和7年10月22日(水)	プレゼンテーション
令和7年10月24日(金)	審査結果発表(大牟田市公式ホームページ)及び審査結果通知書発送

16.その他

- ・ 提出された資料については返却しない。なお、本プロポーザル以外の目的以外には使用しない。
- ・ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が執務上必要となる場合は、著作権の有無に関わらず、企画提案書等の一部又は全部を使用することができるものとする。
- ・ 本プロポーザルにおける審査を行うため、必要な範囲において提出された書類の一部又は全部の複製を作成することがある。
- ・ 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例(平成 15 年条例第 37 号)に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。しかし、同条例第 7 条により、個人に関する情報又は事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開となる場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ、文書により申し出ること。ただし、申し出があった該当箇所の一部又は全部の公開・非公開の取り扱いについては、本市が決定する。
- ・ 委託金額については、業務完了後の支払いとする。
- ・ 今後の社会情勢や財政状況の変化等、やむを得ない特段の事情により、本業務の内容を変更又は中止をする場合がある。その場合、いかなる申し立ても受け付けないものとする。

【問合せ先及び資料等の提出先】

大牟田市企画総務部総合政策課

電話番号 0944(41)2501

電子メール e-sougouseisaku01@city.omuta.fukuoka.jp